

保医発 0930 第 2 号
令和 8 年 9 月 30 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

}

殿

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（公印省略）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
等の一部改正について

今般、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和 8 年 10 月 1 日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

- 別添 1 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 8 年 3 月 5 日保医発 0305 第 6 号）の一部改正について
- 別添 2 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（令和 8 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号）の一部改正について
- 別添 3 「特定保険医療材料の定義について」（令和 8 年 3 月 5 日保医発 0305 第 4 号）の一部改正について

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
(令和 8 年 3 月 5 日保医発 0305 第 6 号) の一部改正について

1 別添 1 の第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D 0 0 4 (14) の次に次を加える。

- (15) C X C L 10 (髄液) は、H T L V - 1 関連脊髄症の疾患活動性評価の目的で、以下のア又はイのいずれかに該当する患者において E L I S A 法により測定した場合に、原則として 1 年に 1 回に限り、本区分の「14」リン酸化タウ蛋白の所定点数と「15」アミロイド β 42/40 比の所定点数を合算した点数を準用して算定する。ただし、治療内容を変更した場合等、医学的必要性がある場合には、1 年に 1 回に限り更に算定できる。なお、いずれの場合も、算定に当たっては以下のア又はイのいずれの対象患者に該当するか及び医学的必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- ア 新たに H T L V - 1 関連脊髄症と診断された患者
- イ 既に H T L V - 1 関連脊髄症と診断されている患者のうち、疾患活動性が「高」又は「中」と評価された患者

2 別添 1 の第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D 0 2 3 (42) の次に次を加える。

- (43) 喀痰又は培養菌中の DNA 検出を目的として、PCR-rSSO 法により抗酸菌核酸多項目同時検出 (計 28 項目以上) を実施した場合に、一連の治療につき 1 回に限り、本区分の「25」の「ロ」SARS-CoV-2 核酸検出を含まないものの所定点数を準用して算定する。
- ア 以下の (イ) 又は (ロ) のいずれかに該当する患者において実施した場合に限り算定できる。なお、算定に当たっては対象患者及び医学的必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- (イ) BCG 膀胱内注入療法後であって、発熱等の症状があり結核菌と BCG 株の鑑別が必要な患者
- (ロ) 肺結核及び肺非結核性抗酸菌症のいずれもが疑われる患者
- イ 以下の施設基準を満たした保険医療機関で実施した場合に限り算定できる。感染症に係る診療を専ら担当する常勤の医師 (専ら感染症に係る診療の経験を 5 年以上有するものに限る。) が 1 名以上又は臨床検査を専ら担当する常勤の医師 (専ら臨床検査を担当した経験を 5 年以上有するものに限る。) が 1 名以上配置されていること。なお、臨床検査を専ら担当する医師とは、勤務時間の大部分において検体検査結果の判断の補助を行うとともに、検体検査全般の管理・運営並びに院内検査に用いる検査機器及び試薬の管理についても携わる者をいう。

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」
(令和 8 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号) の一部改正について

1 I の 3 の 133 (8) オを次のように改める。

オ 経皮的血栓除去用・破砕吸引型のうち、血栓を吸引するためのカテーテルと、血栓の吸引を補助するためのワイヤーからなるものについては、ワイヤーを使用せず、カテーテルのみを使用して血栓の除去を行った場合は、経皮的血栓除去用・破砕吸引型は算定できず、経皮的血栓除去用・標準型として算定する。

「特定保険医療材料の定義について」
(令和 8 年 3 月 5 日保医発 0305 第 4 号) の一部改正について

1 別表のⅡの 133 (10) ③オ ii を次のように改める。

ii 破砕吸引型

次の a 及び b のいずれにも該当すること又は a 及び c のいずれにも該当すること。

- a 経皮的に下肢動脈、上腸間膜動脈又は深部静脈の血栓を吸引除去する際に使用するカテーテルであること。
- b 血栓を吸引するためのカテーテルと、血栓の吸引を補助するためのワイヤからなること。
- c カテーテル先端部を回転させることで血栓を破砕するとともに、回転で生じる陰圧により吸引除去するものであること。

(別添1 参考)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和8年3月5日保医発 0305 第6号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部・第2部 (略) 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 時間外緊急院内検査加算～D003 (略) D004 穿刺液・採取液検査 (1)～(14) (略) <u>(15) CXCL10(髄液)は、HTLV-1関連脊髄症の疾患活動性評価の目的で、以下のア又はイのいずれかに該当する患者においてELISA法により測定した場合に、原則として1年に1回に限り、本区分の「14」リン酸化タウ蛋白の所定点数と「15」アミロイドβ42/40比の所定点数を合算した点数を準用して算定する。ただし、治療内容を変更した場合等、医学的必要性がある場合には、1年に1回に限り更に算定できる。なお、いずれの場合も、算定に当たっては以下のア又はイのいずれの対象患者に該当するか及び医学的必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u>	別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部・第2部 (略) 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 時間外緊急院内検査加算～D003 (略) D004 穿刺液・採取液検査 (1)～(14) (略) (新設)

ア 新たにHTLV-1関連脊髄症と診断された患者
イ 既にHTLV-1関連脊髄症と診断されている患者
のうち、疾患活動性が「高」又は「中」と評価された
患者

D004-2～D022 (略)

D023 微生物核酸同定・定量検査

(1)～(42) (略)

(43) 喀痰又は培養菌中のDNA検出を目的として、PCR-rSSO
法により抗酸菌核酸多項目同時検出(計28項目以上)
を実施した場合に、一連の治療につき1回に限り、本区
分の「25」の「ロ」SARS-CoV-2核酸検出を含まないも
のの所定点数を準用して算定する。

ア 以下の(イ)又は(ロ)のいずれかに該当する患者
において実施した場合に限り算定できる。なお、算定
に当たっては対象患者及び医学的必要性について診療
報酬明細書の摘要欄に記載すること。

(イ) BCG膀胱内注入療法後であって、発熱等の症状
があり結核菌とBCG株の鑑別が必要な患者

(ロ) 肺結核及び肺非結核性抗酸菌症のいずれもが疑
われる患者

イ 以下の施設基準を満たした保険医療機関で実施した
場合に限り算定できる。感染症に係る診療を専ら担当
する常勤の医師(専ら感染症に係る診療の経験を5年
以上有するものに限る。)が1名以上又は臨床検査を
専ら担当する常勤の医師(専ら臨床検査を担当した経
験を5年以上有するものに限る。)が1名以上配置さ
れていること。なお、臨床検査を専ら担当する医師と
は、勤務時間の大部分において検体検査結果の判断の
補助を行うとともに、検体検査全般の管理・運営並び

D004-2～D022 (略)

D023 微生物核酸同定・定量検査

(1)～(42) (略)

(新設)

<u>に院内検査に用いる検査機器及び試薬の管理についても携わる者をいう。</u> D 0 2 3 - 2 ~ D 0 2 5 (略) 第 2 款 (略) 第 2 節 ~ 第 4 節 (略) 第 4 部 ~ 第 14 部 (略) 第 3 章 (略)	D 0 2 3 - 2 ~ D 0 2 5 (略) 第 2 款 (略) 第 2 節 ~ 第 4 節 (略) 第 4 部 ~ 第 14 部 (略) 第 3 章 (略)
--	--

(別添 2 参考)

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(令和 8 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
I 診療報酬の算定方法(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号)(以下「算定方法告示」という。)別表第一医科診療報酬点数表に関する事項 1・2 (略) 3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)に係る取扱い 001～132 (略) 133 血管内手術用カテーテル (1)～(7) (略) (8) 血栓除去用カテーテル ア～エ (略) オ <u>経皮的血栓除去用・破砕吸引型のうち、血栓を吸引するためのカテーテルと、血栓の吸引を補助するためのワイヤーからなるものについては、ワイヤーを使用せず、カテーテルのみを使用して血栓の除去を行った場合は、経皮的血栓除去用・破砕吸引型は算定できず、経皮的血栓除去用・標準型として算定する。</u> (9)～(17) (略) 134～247 (略) 4～6 (略) Ⅱ～Ⅳ (略)	I 診療報酬の算定方法(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号)(以下「算定方法告示」という。)別表第一医科診療報酬点数表に関する事項 1・2 (略) 3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)に係る取扱い 001～132 (略) 133 血管内手術用カテーテル (1)～(7) (略) (8) 血栓除去用カテーテル ア～エ (略) オ 経皮的血栓除去用・破砕吸引型については、ワイヤーを使用せず、カテーテルのみを使用して血栓の除去を行った場合は、経皮的血栓除去用・破砕吸引型は算定できず、経皮的血栓除去用・標準型として算定する。 (9)～(17) (略) 134～247 (略) 4～6 (略) Ⅱ～Ⅳ (略)

(別添 3 参考)

「特定保険医療材料の定義について」(令和 8 年 3 月 5 日保医発 0305 第 4 号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(別表) I (略) II 医科点数表の第 2 章第 1 部、第 3 部から第 6 部まで及び第 9 部から第 12 部までに規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格 001～132 (略) 133 血管内手術用カテーテル (1)～(9) (略) (10) 血栓除去用カテーテル ①・② (略) ③ 機能区分の定義 ア～エ (略) オ 経皮的血栓除去用 i (略) ii 破砕吸引型 次の a 及び b のいずれにも該当すること又は a 及び c のいずれにも該当すること。 a・b (略) <u>c カテーテル先端部を回転させることで血栓を破砕するとともに、回転で生じる陰圧により吸引除去するものであること。</u> iii (略)	(別表) I (略) II 医科点数表の第 2 章第 1 部、第 3 部から第 6 部まで及び第 9 部から第 12 部までに規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格 001～132 (略) 133 血管内手術用カテーテル (1)～(9) (略) (10) 血栓除去用カテーテル ①・② (略) ③ 機能区分の定義 ア～エ (略) オ 経皮的血栓除去用 i (略) ii 破砕吸引型 次のいずれにも該当すること。 a・b (略) (新設) iii (略)

力 (略)	力 (略)
(11)～(24) (略)	(11)～(24) (略)
134～247 (略)	134～247 (略)
Ⅲ～Ⅸ (略)	Ⅲ～Ⅸ (略)